

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

年金保険料の 5年の後納制度について

今月の年金相談

5月19日(木)

10:30～12:00

13:00～15:30

完全予約制

5月13日(金)前までに
お申し込みください

第1・2会議室

【保険料の「5年の後納制度」とは?】

国民年金の保険料を納めていない期間のうち、免除・猶予や学生納付特例などを申請していない期間(未納期間)を過去5年分に限り、遡って納付することができる制度です。(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません)

【「5年の後納制度」のメリット】

- ① 不足している期間の保険料を納めることで、年金の受給資格を得られる可能性があります。
- ② 将来受け取ることができる年金額が増額します。

■ 1カ月分の後納保険料を納付することにより、増額する老齢基礎年金の目安

780,100円 (平成28年4月時点の満額の年金額)

＝年額で1,625円増加

480カ月 (40年×12カ月)

後納制度の利用には申し込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(0570-011-050)または函館年金事務所にてご相談ください。

【後納制度をご利用いただける方】

- ① 20歳以上60歳未満の方で、5年以内に未納期間(納付免除期間以外)・未加入期間がある方
- ② 60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れのある方
- ③ 65歳以上の方で、年金の受給資格がなく任意加入中の方

【制度をご利用いただく際の注意事項】

- ・3年以上前の保険料を後納する場合、当時の保険料額に加算額が付きます。
- ・後納が可能な期間のうち、最も古い期間から順番に納めていただきます。
- ・申し込み後に後納可能な期間について審査を行い、結果をお知らせします。審査には時間がかかることがありますので、期間に余裕をもってお申し込みください。



● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など	国民年金課	☎0138-56-1165
	・障害年金の請求手続きなど	お客様相談室	☎0138-82-8002
役場窓口	住民生活課社会係(窓口5番)		☎0137-62-2112(内線245)
	熊石総合支所住民サービス課		☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係(☎0137-62-2112)までご連絡願います。